

10月1日は浄化槽の日 【問い合わせ】 内線 1307 町民税務課生活環境係

浄化槽について

浄化槽は、トイレや台所などから排出される汚れた水を、微生物の働きを利用してきれいにし、美しく豊かな自然を守っています。浄化槽の機能を適正に保つためには、保守点検・清掃・法定検査が大切です。なお、適正に行われていない場合は、罰則規定があります。



保守点検

県の許可業者が、浄化槽の装置が正しく働いているか点検し、調整や修理、消毒剤の補充などを行います。(年3～4回以上)

清掃

浄化槽内にたまった固形物や汚泥を引き抜き、付属装置や機械類を洗浄します。

法定検査

保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査です。浄化槽法では、年1回、県知事指定の検査機関の検査を受けることが義務付けられています。

【県知事指定検査機関】(公社)福島県浄化槽協会 浄化槽検査委員会 福島支所 (TEL024-531-1766)

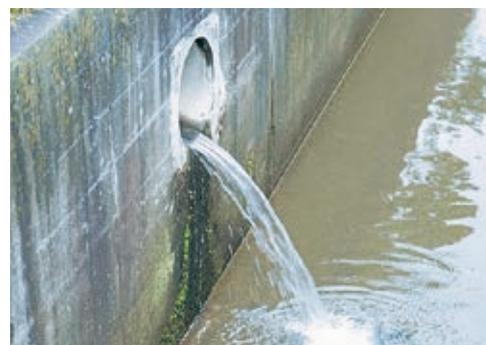
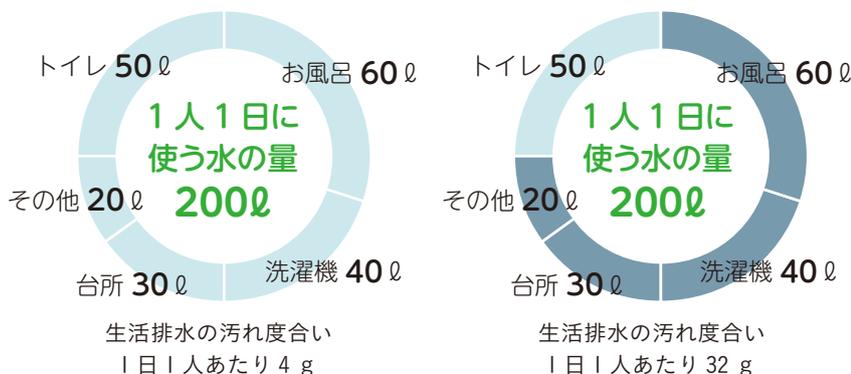
合併処理浄化槽への転換について

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水の両方を処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。単独浄化槽では処理されない、台所や洗濯、風呂等による生活排水はトイレの排水を含めた生活排水全体の約7割以上を占めます。このため、単独浄化槽のBOD排出量は合併浄化槽の8倍にもなります。(BOD：水質を汚濁させる汚れ分)

浄化槽(合併処理浄化槽)
家庭で使用した水は全てきれいにできる

単独処理浄化槽
トイレで使用した水のみきれいにできる

私たちが使った水をきれいにせずに流すと…
身近な小川、水路の水を汚してしまいます。



すでに設置されている単独処理浄化槽について、国では、水環境を守ることを目的として、合併処理浄化槽への転換の努力義務を法律で定めています。合併浄化槽を設置する方には補助金を交付していますので、申請手続き等の詳細については、町ホームページをご覧ください。また、標記担当までお問い合わせください。

【定員】先着順で予算額に到達次第締め切り

【補助金額】

・設置換えの場合設置費用補助金額

5人槽	482,000円
7人槽	614,000円
10人槽	748,000円

・新築の場合設置費用補助金額

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

・撤去費用補助金額

※設置換えで撤去費用が伴う場合補助金額が上乗せ

単独処理浄化槽から設置替え	45,000円
汲み取り便槽から設置替え	30,000円

・宅内配管工事補助金額

令和2年度より単独浄化槽からの転換の場合、宅内配管工事への補助も追加

単独処理浄化槽から設置替え	100,000円
---------------	----------

※1 浄化槽の設置工事に着手する前に申請する必要があります(既存の浄化槽や汲み取り便槽の撤去も設置工事とみなします)。

※2 単独処理浄化槽や汲み取り便槽は完全に撤去する必要があります(原則、埋設したまま放置することはできません)。



暮らし

ジョブプランナーによる就職相談会

問 産業課 商工交流係 (内線 1505)

町内の事業所に就職または転職を考えている方や、様々な事情によって現に生活が困窮している方などを対象として、ふくしま生活・就職応援センターの相談員（ジョブプランナー）による就職相談会を開催します。

- 日時 10月22日(木) 午後1時～3時
- 場所 川俣町役場1階 相談室1
- 定員 なし（予約することも可）
- 対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。
- 相談内容 就職相談、職業紹介、応募書類の書き方
- 相談員 ふくしま生活・就職応援センターの相談員
- その他
 - ・予約不要、相談費用も無料（予約受付も検討）
 - ・雇用保険受給者には、利用証明書も発行します。

野焼き・小型焼却炉での焼却の禁止

問 町民税務課 生活環境係 (内線 1307)

ごみの野焼きは法律で禁止されています（一部の例外を除く）。また小型焼却炉での焼却も法律で禁止されています。違法な野焼きをした場合、罰金や懲役に処せられる場合があります。

野焼きや排ガス処理装置のない小型焼却炉での焼却はダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。これに加え、放射性物質に汚染された可能性のある廃棄物の場合は、放射性物質の飛散や高濃度の焼却灰発生のおそれがあります。

- 野焼き禁止の例外（主なもの）
 - ・農林業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ※廃ビニール等の焼却は含まれません。
 - ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例外とされているこれらのことも、焼却によって大量の煙や臭いが発生すれば、近隣の生活環境に支障をきたし「近所で草木を燃やして煙たい」「窓が開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」「体調の悪い人がいるので困る」などの苦情の原因となります。

- やむを得ず焼却をする場合
 - ・風向きや、時間帯を考慮する
 - ・煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度にとどめるなどの配慮が必要になります。快適な生活環境の維持に努めましょう。

10月は「不正軽油撲滅」強化月間

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

県では、10月を「不正軽油撲滅強化月間」と定め、関係団体と協力して、不正軽油の排除に取り組んでおります。

軽油に課税される軽油引取税を脱税する目的で、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして製造される燃料、いわゆる「不正軽油」が正常な軽油と偽って販売、使用されている事例があります。

この不正軽油は、悪質な脱税行為であり、環境汚染や不法投棄の問題のほか、公正な市場競争の阻害、更には暴力団等の資金源にもつながります。

「不正軽油を作らない・売らない・買わない・使わない」

不正軽油の防止・撲滅には、県民の皆様のご協力と情報提供が欠かせません。

不正軽油の情報提供につきましては、県庁税務課または最寄りの地方振興局県税部までご連絡ください。

■問い合わせ先

県庁総務部税務課
 TEL 024-521-7205 FAX024-521-7905
 電子メール zeimu@pref.fukushima.lg.jp
 県北地方振興局県税部
 TEL 024-521-2699 FAX024-521-2854
 電子メール
 kenpoku.kenzei@pref.fukushima.lg.jp

水道メーターの交換について

問 建設水道課 水道室 (内線 1604)

月々の水道使用量を計量する「水道メーター」には、計量法で有効期限が定められています。町では、有効期限が満了するメーターの交換を実施します。交換の対象となるメーターは7月に事前調査を行った箇所となります。作業を委託された業者は腕章を着用し、作業前に声をおかけしますが、屋外作業のためご不在の場合でも交換を実施いたします。メーター周辺の整理等のご協力をお願いいたします。

＜メーター交換作業期間＞

10月15日(木)～12月25日(金)

※作業の進捗状況によっては1月以降に交換作業をさせていただく場合があります。

※交換作業中は断水となります。交換にかかる作業時間は約20分です。

※交換後は、一時的に水が濁る場合がありますので、しばらく水を出してからお使いください。

※メーター交換にかかる費用は町が負担します。